

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）
（産業支援課）

一 趣旨

新たに埼玉県産業技術総合センターの依頼試験に係る手数料を定める。

二 内容

次の二点を条例に追加する。

・液体クロマトグラフ質量分析装置による分析 一試料一測定

二〇、〇〇〇円

・大型X線CT装置による測定 一時間 一六、一〇〇円

三 施行期日

公布の日